

インターネット関連法律の全体動向

岡村 久道 ●弁護士：京都大学大学院医学研究科講師

電気通信事業法、電波法、小型無人機等飛行禁止法、道路運送車両法、戸籍法、放送法、情報処理の促進に関する法律、会社法などが改正された。行政手続等電子化のためのデジタル手続法案も一括改正された。

■はじめに

2019年春の通常国会（第198回国会）では、複数のインターネット関連法案が可決成立した。これに対し、同年秋の臨時国会（第199回国会）ではインターネット関連法律は成立せず、続く第200回国会で、情報処理の促進に関する法律と、会社法の改正が成立した。

以下、成立した個々の法案を、成立日順に説明する（資料5-1-1）。

■電気通信事業法の改正

モバイル市場の競争促進および電気通信市場の環境変化に対応した利用者利益保護を目的とする改正である。その骨子は、①モバイル市場の競争促進、②販売代理店への届出制度の導入、および③事業者・販売代理店の勧誘の適正化に区分される。

①は、大手3社による寡占、端末代金と通信料金が一体化して利用者にとって難解で不公平なことから、それを是正して競争促進のための基本的なルールの整備を図るといった観点から、通信料金と端末代金の完全分離、期間拘束などの行き過ぎた囲い込みの是正のための制度を整備するものである。②は、販売代理店への指導は一義的には事業者任せられ、行政による現状把握が不十分

であることから、販売代理店の届出制度を導入して、販売代理店の不適切な業務の是正の実効性を担保しようとするものである。③は、モバイルやFTTHなどの苦情・相談が高い割合で推移しているので、自己の名称などを告げずに勧誘する行為等を抑止することによって、利用者の利益保護のためのルールを強化しようとするものである。

■電波法の改正

今回の改正は、①電波利用料額の改定等、②特定基地局の開設計画の認定に係る制度の整備、および③実験等無線局の開設計画及び運用に係る特例の整備を骨子とする。

①は、電波利用料の料額に係る周波数帯の区分などの見直し、公共用無線局からの電波利用料の徴収、電波利用料の用途の追加に関する見直しを行うものである。②は、申請者が電波の経済的価値を踏まえて開設計画に記載した金銭の額を考慮して開設計画の認定の審査を可能にする制度を導入するとともに、当該金銭の用途を法定し、特定基地局の開設計画と併せて運用を図ることが適当な既設基地局に関する事項を、開設計画などの記載事項として追加するものである。③は、実験などに用いる無線設備（携帯電話端末およびWi-Fi機器などに限る）が適合表示無線設備でない場合で

法令（成立日順）	成立日	公布日
電気通信事業法（改正）	2019年5月10日	2019年5月17日
電波法（改正）	同上	同上
小型無人機等飛行禁止法（改正）	同年5月17日	同年5月24日
道路運送車両法（改正）	同上	同上
情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（改正）	同年5月24日	同年5月31日
戸籍法（改正）	同上	同上
放送法（改正）	同年5月29日	同年6月5日
資金決済法・金融商品取引法（改正）	同年5月31日	同年6月7日
航空法（改正）	同年6月13日	同年6月19日
情報処理の促進に関する法律（改正）	同年11月29日	同年12月6日
会社法（改正）	同年12月4日	同年12月11日

出典：筆者が作成

も、わが国の技術基準に相当する技術基準に適合していれば、一定の条件の下で、当該無線設備を使用する実験等無線局の開設・運用を可能とするものである。

■小型無人機等飛行禁止法の改正

この法律の正式名称は「国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律」である。

今回の改正では、防衛関係施設並びにラグビーワールドカップ2019および2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に係る大会関係施設および関係者の輸送に際して使用される空港について、その周辺地域の上空における小型無人機等の飛行を制限する等の措置を講じることなどが定められた。

■道路運送車両法の改正

最近では自動運転車の実用化に向けて技術開発が進められているが、この改正前の道路運送車両法は自動運転車を想定したものとなっていな

かった。また、自動車技術の電子化・高度化により、自動ブレーキ等の先進技術搭載車が急速に普及し、通信を活用したソフトウェアの更新による自動車の性能変更が可能となっている。そこで、自動運転車等の安全な開発・実用化・普及を図りつつ、設計・製造過程から使用過程にわたり、自動運転車等の安全性を一体的に確保するための制度整備の要請に対応するため、今回の改正が行われた。

具体的には、①保安基準対象装置への自動運行装置の追加、②自動車の電子的な検査に必要な技術情報の管理に関する事務を行わせる法人の整理、③分解整備の範囲の拡大及び点検整備に必要な技術情報の提供の義務付け、および④自動運行装置等に組み込まれたプログラムの改変による改造等に係る許可制度の創設などが図られた。

■情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の改正

複数の関係法律を一括改正するためのものであ

り、「デジタル手続法案」と呼ばれてきた。

まず、行政手続オンライン化法が改正され、同法の法律名が「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（デジタル行政推進法）」に変更された上、情報通信技術を活用した行政の推進の基本原則として、社会全体のデジタル化（国、地方公共団体、民間事業者、国民その他の者があらゆる活動において情報通信技術の便益を享受できる社会の実現）の下に、①デジタルファースト（個々の手続・サービスが一貫してデジタルで完結する）、②ワンスオンリー（一度提出した情報は、二度提出することを不要とする）、および③コネクテッドワンストップ（民間サービスを含め、複数の手続・サービスをワンストップで実現する）が、デジタル化の基本原則と定められた。行政手続の原則オンライン化のために必要な事項として、行政手続における情報通信技術の活用、デジタル化を実現するための情報システム整備計画、民間手続における情報通信技術の活用の促進が定められている。

次に、行政のデジタル化を推進するための個別施策として、本人確認情報の保存及び提供の範囲の拡大（住民基本台帳法）、公的個人認証（電子証明書）・個人番号カードの利用者の拡大（公的個人認証法、マイナンバー法）、個人番号利用事務及び情報連携対象の拡大（マイナンバー法）が、それぞれ定められた。

■戸籍法の改正

現在、ほとんどの市区町村が戸籍事務にコンピュータシステムを用いており、残りの市区町村も1か所を除き2019年内に用いるものとしている。ところが、各市区町村の前記システムがネットワーク化されていないため、①社会保障手続で身元確認に戸籍謄抄本の添付が必要、②本籍地以外の各市区町村で戸籍の届出をする際、身元確認

に戸籍謄抄本の添付が必要、③戸籍謄抄本の請求は本籍地市区町村に限られる、という難点が指摘されてきた。

そこで、今回の改正では、既存の戸籍副本データ管理システムを活用し発展させて新システムを構築し、データの提供を可能とするため、①行政手続における戸籍謄抄本の添付省略（マイナンバー制度への参加）、②戸籍の届出における戸籍謄抄本の添付省略、および③本籍地以外での戸籍謄抄本の発行、が可能となった。

その半面、本籍地市区町村以外の行政機関などでも戸籍情報にアクセス可能となるので、個人情報への適切な保護の必要性が高まるため、法制上の保護措置、およびシステム上の保護措置が設けられた。

■放送法の改正

日本放送協会（NHK）との関係では、インターネット活用業務の対象の拡大（国内テレビ基幹放送の全放送番組の常時同時配信の実施を可能とし、併せてインターネット活用業務がNHKの目的や受信料制度の趣旨に沿った適切な実施を確保するため必要な措置を講ずる）、NHKグループの適正な経営を確保するための制度の充実（内部統制などコンプライアンスの確保に係る制度の充実、透明性の確保のための情報公開に係る制度の整備、および中期経営計画の策定や公表に関する制度の整備を行う）というものである。

衛星基幹放送関係では、衛星基幹放送に係る周波数の有効利用を図るため、衛星基幹放送の業務の認定（認定の更新を含む）要件に、総務大臣が定める周波数の使用に関する基準に適合することが追加された。

■資金決済法・金融商品取引法の改正

「情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化

に対応するための資金決済に関する法律」によって、資金決済法・金融商品取引法が改正された。

これは近年の情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応し、金融機能に対する信頼の向上および利用者等の保護等を図るためのものである。国際動向などを踏まえ、法令上の「仮想通貨」の呼称を「暗号資産」に変更した上、①暗号資産の交換・管理に関する業務への対応、②暗号資産を用いた新たな取引や不正な行為への対応、および③その他情報通信技術の進展を踏まえた対応を図っている。

①は、暗号資産交換業者に対し、顧客の暗号資産は、原則として信頼性の高い方法（コールドウォレット等）による管理を義務付け、それ以外の方法で管理する場合には、別途、それに見合った弁済原資（同種・同量の暗号資産）の保持を義務付け、暗号資産交換業者に対し、広告・勧誘規制を整備、暗号資産の管理のみを行う業者（カストディ業者）に対し、暗号資産交換業規制のうち暗号資産の管理に関する規制を適用することを定める。②は、暗号資産を用いた証拠金取引について、外国為替証拠金取引（FX取引）と同様に、販売・勧誘規制等を整備、収益分配を受ける権利が付与されたICO(Initial Coin Offering)トークンについて、金融商品取引規制の対象となることを明確化するとともに、株式などと同様に、投資家への情報開示制度や販売・勧誘規制等を整備し、また、暗号資産の不当な価格操作等を禁止した。

③は、情報・データの利活用の社会的な進展を踏まえ、金融機関の業務に、顧客に関する情報をその同意を得て第三者に提供する業務などを追加するとともに、保険会社の子会社対象会社に、保険業に関連するIT企業等を追加し、金融機関が行う店頭デリバティブ取引における証拠金の清算に関し、国際慣行となっている担保権設定による方式に対応するための規定を整備するものである。

■航空法等の改正

今回の改正は、①国産航空機の安全性維持に係る航空機輸出国としての体制確保、②航空機の運航等に係る更なる安全確保、③技術の進展等を踏まえた合理的な航空機の安全確保、および④運輸安全委員会による事故等調査の適確な実施、を骨子としている。

この②には、ドローンのような無人航空機が急速に普及していることを踏まえ、その飛行に当たっての遵守事項として、①飲酒時の操縦禁止、②飛行前点検の遵守、③衝突予防の遵守、④危険な飛行の禁止が追加されるとともに、無人航空機の飛行を行う者等に対する報告徴収と立入検査制度が新設された。これに先立ち小型無人機等飛行禁止法が改正されたことは前述した。

■情報処理の促進に関する法律（改正）

2019年秋の臨時国会で改正が成立した。これは、情報処理システムが戦略的に利用され、多様なデータが活用される高度な情報化社会の実現を図る観点から、情報処理システムを良好な状態に維持するために必要な情報処理システムの運用及び管理に関する指針の策定、情報処理システムの運用及び管理に関する取組の状況に関する認定制度の創設並びに当該認定を受けた者に対する支援を行うとともに、情報処理システムの高度利用を促進するための独立行政法人情報処理推進機構の業務の追加等の措置を講じるためのものである。

■会社法の改正

会社法の一部を改正する法律案が提出され、成立している。これには株主総会資料の電子提供制度の創設等が含まれている。そこにも示されているとおり、電子化に向けた政府の方針は、さらに今後も加速するものと思われる。



1996, 1997, 1998, 1999, 2000...

[インターネット白書ARCHIVES] ご利用上の注意

このファイルは、株式会社インプレスR&Dが1996年～2020年までに発行したインターネットの年鑑『インターネット白書』の誌面をPDF化し、「インターネット白書 ARCHIVES」として以下のウェブサイトで公開しているものです。

<https://IWParchives.jp/>

このファイルをご利用いただくにあたり、下記の注意事項を必ずお読みください。

- 記載されている内容(技術解説、データ、URL、名称など)は発行当時のものです。
- 収録されている内容は著作権法上の保護を受けています。著作権はそれぞれの記事の著作者(執筆者、写真・図の作成者、編集部など)が保持しています。
- 著作者から許諾が得られなかった著作物は掲載されていない場合があります。
- このファイルの内容を改変したり、商用目的として再利用したりすることはできません。あくまで個人や企業の非商用利用での閲覧、複製、送信に限られます。
- 収録されている内容を何らかの媒体に引用としてご利用される際は、出典として媒体名および年号、該当ページ番号、発行元(株式会社インプレスR&D)などの情報をご明記ください。
- オリジナルの発行時点では、株式会社インプレスR&D(初期は株式会社インプレス)と著作者は内容が正確なものであるように最大限に努めました。すべての情報が完全に正確であることは保証できません。このファイルの内容に起因する直接のおよび間接的な損害に対して、一切の責任を負いません。お客様個人の責任においてご利用ください。

お問い合わせ先

株式会社インプレスR&D

✉ iwp-info@impress.co.jp